

名古屋市告示第580号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和7年11月28日

名古屋市長 広一郎

主な診断場所	医師氏名	診断障害別
独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院 (南区)	秋禎樹	肢体不自由
医療法人緑翔会小松病院 (南区)	間渕陽子	肢体不自由
名古屋記念病院 (天白区)	高山仁美	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害
一社眼科 (名東区)	玉井祐樹	視覚
名古屋市立大学医学部附属東部医療センター (千種区)	原田幸志朗	ぼうこう・直腸機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	柳田剛	ぼうこう・直腸機能障害

名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	丹羽 正樹	聴覚障害
医療法人名古屋澄心会名古屋 ハートセンター (東区)	松田 洋彰	心臓機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	佐藤 由香	腎臓機能障害
社会医療法人名古屋記念財団 名古屋記念病院 (天白区)	戸川 昭三	小腸機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課